

間接補助事業事務局の公募に係る募集要領
大規模事業用（研究開発事業を除く）

令和 8 年度脱炭素電源地域貢献型投資促進事業に係る補助事業者募集要領

令和 8 年 2 月 5 日
経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ GX 投資促進課
商務情報政策局 情報産業課 AI 産業戦略室
資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

経済産業省では、令和 8 年度脱炭素電源地域貢献型投資促進事業を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）（以下「補助金適正化法」という。）」、「交付要綱」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

なお、本公募は、令和 8 年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集するものです。令和 8 年度当初予算成立以前は、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者とすることとします。

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に關係する全ての提出書類において、いかなる理由があつてもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。

なお、事業に係る取引先（委託先、外注（請負）先以降も含む）に対して、必要に応じ現地調査等を実施しますので、あらかじめ補助金の受給者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年 10.95% の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間（最大 36 カ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することができます。現在停止中の事業者は以下 URL にて公表されています。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、
刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理
解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費に
ついては、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の
一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額
100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又
は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません
(補助事業の実施体制が何重であっても同様。)。
- 掲載アドレス：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html
- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の処分制限期間内
に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に
供すること)しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受け
なければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

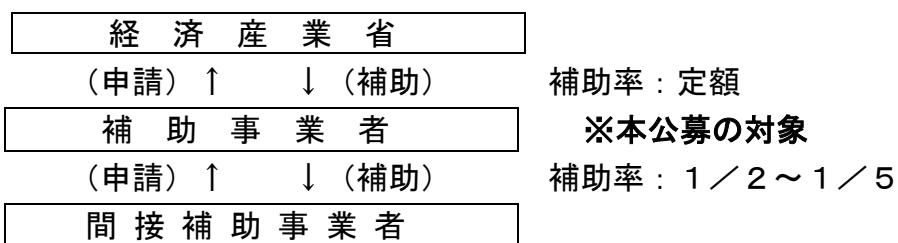
【1. 事業概要】

1-1. 事業目的

グローバル企業を中心とした脱炭素電源の活用ニーズは着実に拡大し、国際情勢変化の中で、国産の脱炭素電源の供給力を高めていくことはますます重要な課題になっています。

本事業では、電力需要家による脱炭素電力の活用及び脱炭素電源立地自治体への貢献を条件に、需要家がGX関連投資をする際の設備投資支援を行うことにより、脱炭素電力の安定供給及び供給増並びに国内GX関連投資拡大の同時実現を目指します。

1-2. 事業スキーム



1-3. 事業内容

(1) 下記の間接補助事業に関する交付規程及び公募要領の作成、公募、公募説明会、書類審査、採択のための第三者委員会運営、交付決定、実施状況管理、補助額の確定（中間検査、確定検査）、事業期間内の補助金支払等。

補助事業者は、経済産業省の交付決定通知後、間接補助事業の交付規程及び公募要領の作成を行います。交付規程及び公募要領の作成に当たっては経済産業省と協議し、必要に応じて外部委員などに意見を聞いた後に、公募を開始します。

<間接補助事業の概要案（※1）>

○事業期間 間接交付決定日～令和13年3月31日（最長）

補助対象者	脱炭素電力を活用しつつ、当該電源立地都道府県（※2）において付加価値の高い設備投資を行う民間団体等	脱炭素電力を活用し、付加価値の高い設備投資を行いつつ、当該電源立地都道府県（※2）に対して地域共生基金や企業版ふるさと納税等（※3）を通じて貢献する民間団体等
民間団体等の設備立地場所	使用する脱炭素電源の立地都道府県	使用する脱炭素電源の立地都道府県以外
補助対象経費	大規模かつ産業競争力強化に繋がる設備投資に係る費用	大規模かつ産業競争力強化に繋がる設備投資に係る費用（ただし、データセンターへの設備投

		(資を除く。)
投資下限	10～20億円予定	
補助要件① (産業競争力の確保)	<ul style="list-style-type: none"> ■ (製造業の場合) 高付加価値な製品を製造し、産業競争力の強化に繋がる事業であること等 ■ (DC の場合) 日本の計算資源分野の競争力強化に資すること等 	
補助要件② (脱炭素電源の活用)	<p>設備投資を行う一の事業場所における消費電力について、以下を達成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素電力を 100%活用すること（※4） ・企業立地する都道府県の脱炭素電源を積極的に活用すること ・PPAや自家発電を積極的に活用すること ・新設・再稼働電源を積極的に活用すること 	<p>設備投資を行う一の事業場所における消費電力について、以下を達成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素電力を 100%活用すること（※4）（※5） ・PPAや自家発電を積極的に活用すること ・新設・再稼働電源を積極的に活用すること
補助上限※6	100～250億円	50億円
補助率※6	中小企業等 1/2～3/10 大企業 1/3～1/5	中小企業等 2/5～3/10 大企業 1/4～1/5

※1 補助事業の詳細（補助対象経費、投資下限、補助要件等）については現時点の案であり、経済産業省と協議の上決定することとする。

※2 新設・再稼働電源でない既設電源を使用する場合は脱炭素電力供給地域（定義は参考資料を参照）に限る。

※3 ふるさと納税先は都道府県のほか、立地市町村も対象とする

※4 脱炭素電力の種類については別紙1のとおり。PPAや自家発電を積極的に活用しつつ、不足分を非化石証書等で補うことを想定。

※5 PPAや自家発電を活用せず脱炭素電力メニュー（非化石証書等を活用した電力プラン）のみで100%を達成する場合は、支援対象外。

※6 PPA／自家発電の活用割合、新設・再稼働電源の活用有無に応じて補助率及び補助上限を調整する。

- (2) 間接補助事業の周知・広報（ホームページの制作・運用を含む）
- (3) 間接補助事業に関する問合せ、意見等への対応（ワンストップで相談を受け付ける窓口の設置等）
- (4) 補助事業の政策効果に係る分析、事例収集

(5) 間接補助事業者のフォローアップ業務

経済産業省担当部署と協議の上、以下の項目に係るフォローアップを年1回以上、適時適切に実施することとします。フォローアップに当たっては、間接補助事業者から必要書類を入手して状況確認を行い、必要に応じて間接補助事業者から経済産業省担当部署への説明や会議等でのプレゼンテーションを求ることとします。

また、事業終了後の実施状況等報告等は、間接補助事業の終了後3年度分について実施することとします。

- ① 設備投資を行う一の事業場所における脱炭素電力の活用状況（自家発電の稼働状況、コーポレートPPA（電力供給契約）の履行状況を含む。）
- ② 設備投資が行われた脱炭素電力供給地域における、脱炭素電力供給増のための計画の履行状況
- ③ 間接補助事業者の採択時のコミットメント（遠隔地支援枠における脱炭素電源の立地地域への貢献の実施状況等）

(6) 補助金の返還又は財産の処分の制限期間内等における問い合わせに係る取扱い

間接補助事業者から交付を受けた補助金の返還又は処分を制限された取得財産の制限期間に間接補助事業者から処分等の問い合わせがあった場合には、速やかに内容を審査し、適切と認められるときには承認することとします。また、その際には、速やかに経済産業省担当部署に報告を行います。

(7) 電子申請への対応

上記（1）の事業実施に当たり、補助金申請システム「Jグランツ」を使用し、電磁的記録による申請を受け付けるとともに、当該申請システムを通じて行われた申請に対しては原則として、当該申請システムで通知等の業務を行うものとします。

(8) その他事業管理に必要となる事項についての対応は、経済産業省担当部署と協議し、その指示に従うものとします。

<参考資料>

脱炭素電源地域貢献型における支援

■ 脱炭素電源を活用して付加価値の高いGX関連投資を実施しつつ、活用電源の立地地域に貢献する事業者に対して、設備投資の支援を実施していく。

脱炭素電源地域
貢献型
(事業者支援)

具体的な支援※1
○ 既存支援の活用
● 新規支援
○ 公募申請の内容に応じて今後具体化

① 脱炭素電源を活用する製造事業者への設備投資支援（補助率：最大1/2）※2

- 支援対象：建物費（土地代は除く）、機械装置費等
- 支援要件：一定規模以上の設備投資を行い、産業政策及びエネルギー政策の両面の観点で優れた設備投資であること
 - ・ 高付加価値な製品を製造し、産業競争力の強化に繋がる事業であること
 - ・ 脱炭素電力を100%活用すること、使用する脱炭素電源の立地都道府県／市区町村に貢献すること 等
- 支援強度：以下の（A）～（C）の価値に応じて、補助率／補助上限等を調整する。※価値の高さ：① > ②
 - A) 使用する電源の立地地域への貢献度合い
 - ① 使用する電源立地地域に企業立地
 - ② その他に企業立地し、使用する電源立地地域に対して地域共生基金への出えん、企業版ふるさと納税等
 - B) 電源との紐づき
 - ① PPA契約の活用
 - ② 脱炭素電力メニューの活用
 - C) 電源の種類
 - ① 新設・再稼働電源の活用
 - ② 既設電源※3の活用

② 脱炭素電源を活用するDCの整備支援（補助率：最大1/2）※2

- 支援対象：DC建物、冷却設備、受電設備等 ※GPU除く
- 支援要件：一定規模以上の設備投資を行い、産業政策及びエネルギー政策の両面の観点で優れた設備投資であること
 - ・ 脱炭素電力を100%活用していること、使用する脱炭素電源の立地都道府県／市区町村に貢献すること
 - ・ 日本の計算資源分野の競争力強化に資すること等
- 支援強度：上と同様。なお、DCの場合は使用電源の立地都道府県への企業立地を必須要件とする。

※1 予算編成の議論等を経て措置が確定することに留意、※2 中堅・中小：最大1/2、大企業：最大1/3を想定
※3 既設電源は「脱炭素電力供給地域」に指定された都道府県のものに限る、※4 GX戦略地域に限らない支援も含まれていることに留意

33

【参考】脱炭素電源を活用する製造事業者／DCへの設備投資支援 (脱炭素電源地域貢献型の支援①・②／データセンター集積型の支援⑤)

新規支援

■ 脱炭素電源を活用し付加価値の高いGX関連投資を実施しつつ、活用する電源の立地地域に貢献する事業者に対して設備投資の支援を実施する（補助率：最大1/2※1）。

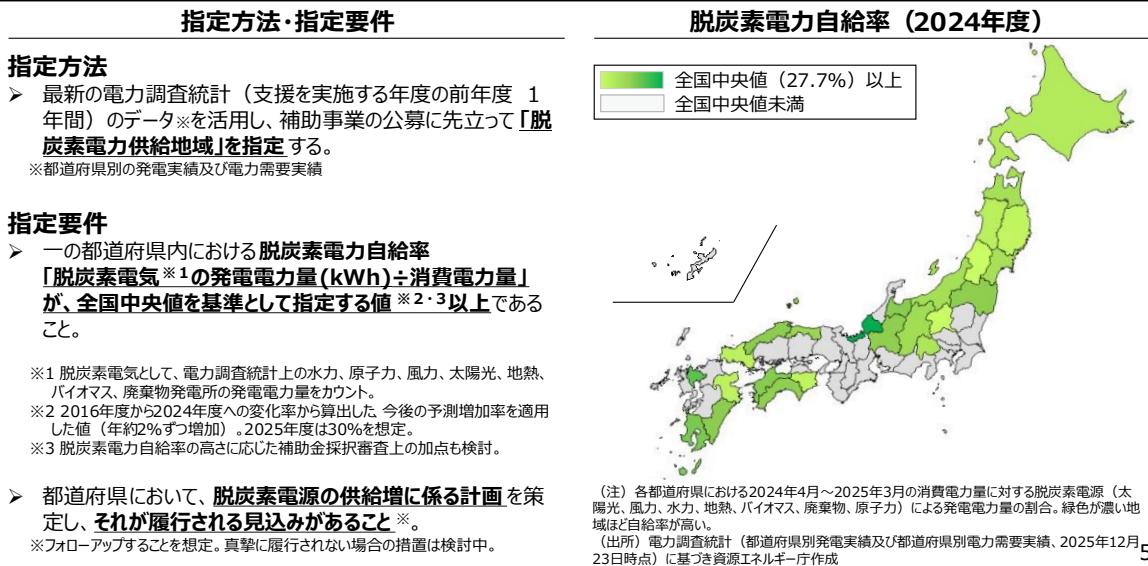
支援対象	一定規模以上の設備投資※を行い、産業要件＆脱炭素電源要件を満たす大企業～中小企業 ※高付加価値な製品を製造する企業／DC事業者※2		
産業要件	(I) 対象分野の成長性／重要性、(II) 対象事業の競争力、(III) 支援の必要性等を総合的に評価		
脱炭素要件	脱炭素電力を100%活用することを前提としつつ、以下の3つの観点から支援の強度（補助率／補助上限額）を決定 <ul style="list-style-type: none"> A) 使用する電源の立地地域への貢献度合い (電源の立地都道府県に企業立地／その他に企業立地し、地域共生基金への出えん、企業版ふるさと納税等で貢献) B) 電源との紐づき（自家発電・PPA／脱炭素電力メニュー） C) 電源の種類（新設・再稼働電源／既設電源） 		
No.	使用的する電源の立地地域への貢献度合い	電源との紐づき	電源の種類
1	電源の立地都道府県に企業立地	自家発電・PPA	新設・再稼働電源
2	電源の立地都道府県に企業立地	自家発電・PPA	既設電源 (脱炭素電力供給地域の電源のみ)
3	電源の立地都道府県に企業立地	脱炭素電力メニュー (企業立地している都道府県の非化石価値を活用したメニューに限る)	新設・再稼働電源 or 既設電源 (脱炭素電力供給地域の電源のみ)
4	その他に企業立地して貢献 (地域共生基金／企業版ふるさと納税等)	PPA	新設・再稼働電源
5	その他に企業立地して貢献 (地域共生基金／企業版ふるさと納税等)	PPA	既設電源 (脱炭素電力供給地域の電源のみ)

※1 中堅・中小：最大1/2、大企業：最大1/3を想定、※2 DCについては、No.1～3のみを支援対象とする
※予算編成の議論等を経て措置が確定することに留意

49

【参考】脱炭素電力供給地域について

- 脱炭素電源を豊富に保有し、**安定的に稼働させて大都市圏に貢献する地域**への産業立地等により裨益を高めつつ、GX関連産業への電力供給を確保することが重要。こうした観点から、所定の要件を満たす**「脱炭素電力供給地域」**の電源を活用する事業者を支援対象とする。
- ただし、新設電源を活用する事業者に関しては、脱炭素電源の供給増に貢献するものとして、**上記の地域に限らず支援対象とする。**



1－4. 事業実施期間

交付決定日～令和13年3月31日（最長）

※令和8年度から令和12年度までの複数年度にまたがる事業に対する補助事業（国庫債務負担行為）

1－5. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす民間団体等とします。

※コンソーシアム形式による申請の場合は、幹事者を決めていただくとともに、幹事が事業提案書を提出してください。（ただし、幹事が業務の全てを他の者に再委託することはできません。）

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑤経済産業省におけるEBPM※に関する取組に協力すること。

（※）EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのでなく、政策目的を明確化したうえ

で合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく E B P M の推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

⑥採択者の決定後速やかに採択結果 ((ア) 採択事業者名、(イ) 採択金額、(ウ) 第三者委員会審査委員の属性、(エ) 第三者委員会による審査結果の概要、(オ) 全公募参加者の名称及び採点結果 (原則、不採択となった公募参加者名とその採点結果の対応関係は分からぬ形で公表。ただし二者応募の際は大規模事業の透明性確保の重要性に鑑み、対応関係が推測されようとも公表。)) を経済産業省ホームページで公表することに同意すること。

⑦申請者及びグループ企業※が間接補助事業者の申請支援業務を引き受けていないこと。

(※) グループ企業とは

- ・株式会社等：会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 2 条第 3 項第 22 号に規定する「関係会社」
- ・一般社団法人：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 2 条第 4 号に規定する「子法人」及び同法第 2 章第 2 節に規定する「社員」
- ・一般財団法人：同法第 2 条第 4 号に規定する「子法人」及び第 3 章第 2 節に規定する「評議員」

【2. 補助金交付の要件】

2-1. 採択予定件数：1 件

2-2. 補助率・補助額

定額補助（10／10）とし、2,100 億円（うち業務管理費 40 億円以内）を上限とします。なお、最終的な実施内容、交付決定額については経済産業省と調整した上で決定することとします。

【3. 補助金の支払い】

3-1. 支払時期

補助金の支払いは、基本、事業終了後の精算払となります。

※交付決定後、事業終了前の支払い（概算払）は、財務省への協議事項とされており、事前の承認を得られれば可能です。資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払いを希望する場合は、担当者にご相談ください。必要な書類等などをご案内いたします。

参考：概算払い手続に必要な書類フォーマットは以下 URL に掲載されています。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

3-2. 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき必要に応じて現地調査を行い、支払額を確定します。

また、事業に係る取引先（委託先、外注先及びそれ以下の委託先、外注先を含む）に対しても、同様の現地調査等を実施することがあります。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

なお、本事業においては事業期間中についても、事業期間終了後における支払額の確定行為の負荷の分散及び誤認識、誤処理等の速やかな是正等を目的とし、中間検査を原則実施します。また、事業に係る取引先（委託先、外注及びそれ以下の委託先、外注を含む）については必要に応じて確認します。

3－3．実施体制の把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、交付申請時及び事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、補助事業の一部を第三者に委託している場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、業務の範囲及び本事業における委託・外注费率を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」に係る事業者の掲載は不要です。

第三者の委託先からさらに委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください。

（※）本資料は、交付決定時及び確定検査の際に確認する資料とします。

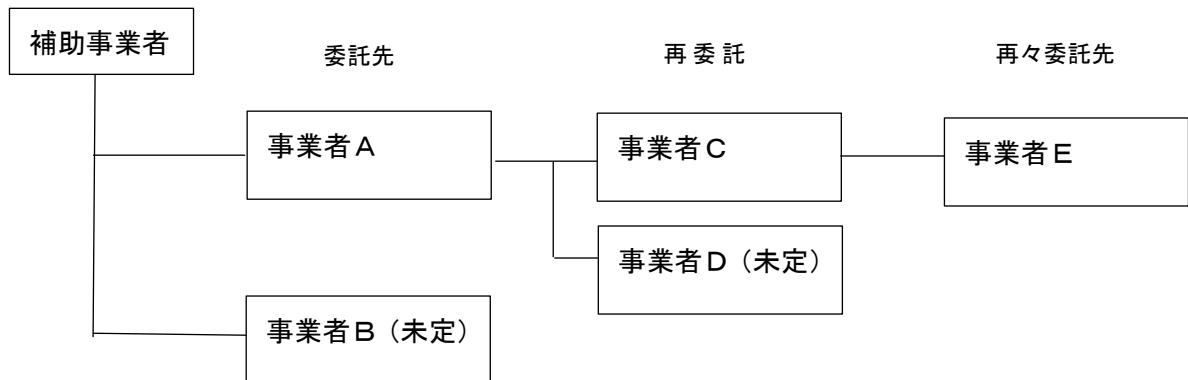
【実施体制資料の記載例】

実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額（実績報告書の場合は実績額）、契約内容（業務の範囲）、及び本事業における委託・外注費率がわかる資料を交付要綱の様式により作成してください。

実施体制（補助事業者及び税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲	精算行為の有無
○○（補助事業者名を記載）	補助事業者	東京都○○区・・・・	【交付申請額】 円（税抜き又は税込み） 【うち事務局経費】 円（税抜き又は税込み） ※算用数字を使用し、円単位で表記。	※できる限り詳細に記入のこと	有
事業者A	委託先	東京都○○区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと	有
事業者B未定	外注先	"	"	"	有
事業者C	再委託先（事業者Aの委託先）	"	"	"	有
事業者D未定	再委託先（事業者Aの委託先）	"	"	"	有
事業者E	再々委託先（事業者Cの委託先）	"	"	"	有

実施体制図



本事業における委託・外注費率

委託・外注費の契約金額（申請時は見込み、実績報告書時は実績）（注1，2）の総額÷業務管理費（注2）×100により算出した率

%

- ・委託・外注費の契約金額（申請時は見込み、実績報告書時は実績）（注1，2）の総額： 円
- ・業務管理費（注2）： 円

※委託・外注費の契約金額（申請時は見込み、実績報告書時は実績）の総額及び業務管理費は、税込み100万円未満の取引も算入した数字。

(注1) 「委託・外注費」：補助事業事務処理マニュアル上の「I. 経理処理のてびき」<主な対象経費項目及びその定義>に記載の経費項目である「II 事業費（※）（印刷製本費やその他諸経費（修繕・保守費、翻訳通訳、速記費用など）など、他の事業者より特定の役務を提供してもらう事業、請負その他委託の形式を問わない。）、III 委託・外注費」に計上される総額経費

※「II 事業費」の対象経費は、他の事業者に特定の役務依頼を行う事業であるため、備品や消耗品の購入、謝金や補助員人件費などは対象外。

(注2) 交付申請額、委託・外注費の金額及び業務管理費は、「(様式2) 4. 補助金見込額等」又は補助金充当額（実績額）における金額に合わせること。（税込み100万円未満の取引も算入する。）

なお、実施体制資料については、原則、交付決定後及び事業期間終了後、経済産業省ホームページで公表します。ただし、特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼす具体的なおそれがある場合は、公表時には事業者名（住所、契約金額及び業務の範囲など。）の記載を省略することができます。

実施体制資料について、交付決定後及び事業期間終了後、経済産業省ホームページで公表します。不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

【4. 応募手続き】

4-1. 募集期間

募集開始日：令和8年2月9日（月）

締切日：令和8年2月25日（水）12時必着

※Jグランツを利用する場合、締め切り日の12時までに申請を実施したもの。

※電子メールの場合、締め切り日の12時までに到着が確認できたもの。

4-2. 説明会の開催

以下日時に「Teams」を用いて行うので、令和8年2月9日（月）9時00分までに以下フォームから登録すること。（事前にテスト連絡をする場合がある。）

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/enecho-denryokukibanseibi/gimukyokukobo>

「Teams」が利用できない場合は、概要を共有するので、【10. 問い合せ先】にその旨を連絡するとともに連絡先（所属組織及び所属部署名、担当者名、電話番号、E-mailアドレス）を登録すること。

令和8年2月9日（月）17時00分

4-3. 応募書類

① 補助金申請システム「Jグランツ」で応募を受け付けます。Jグランツでは、本申請を受け付けるとともに、Jグランツで行われた申請等に対しては原則として、Jグランツで通知等を行います。Jグランツを利用するにはGビズIDの取得が必要です。GビズIDが取得できない場合は、電子メールで申請してください。

※Jグランツでの提出方法等の詳細はJグランツに掲載しているマニュアルを参照してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/>

② 電子メールの場合には、以下の書類を「bz1-kibanka-gx@meti.go.jp」宛に送付してください。その際メールの件名（題名）を必ず「脱炭素電源地域貢献型投資促進事業申請書」としてください。

- ・申請書（様式1）<1部>
- ・提案書（様式2）<1部>
- ・採択審査を行う上での必要書類<1部>
(会社概要（パンフレットなど）、直近の財務諸表など)

③ 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。

なお、応募書類は返却しません。

④ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作

成費用は支給されません。

- ⑤ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、当初採択された申請者の提案内容に実質的な変更（業務管理費の10%以上の増額等）がある場合には、改めて第三者委員会において審査することとなります。第三者委員会での再審査の結果、不採択となることがあります。

4－4. 応募書類の提出先

応募書類はJグランツ又は電子メールにより以下に提出してください。

＜Jグランツの場合＞

Jグランツにログインし、本補助金を検索の上、応募に必要な事項等を入力、添付して申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

＜電子メールの場合＞

「bzl-kibanka-gx@meti.go.jp」宛

メールの件名(題名)を必ず「脱炭素電源地域貢献型投資促進事業申請書」としてください。

※ Jグランツを使用する場合には設立登記法人及び個人事業主以外の申請者(登記法人ではない実行委員会、組合など)は、システム利用に必要なGビズIDの取得ができません。

※ 持参、郵送及びFAXによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。

【5. 審査・採択】

5－1. 審査・採択方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。

5－2. 審査・採択基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準①～⑤を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

- ① 「1. 事業概要」の「1－5. 応募資格」の内容を満たしているか。
- ② 提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③ 提案内容が本事業の目的に合致しているか。
- ④ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。

- ⑤ 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ⑥ 事業規模及び継続性について、補助金交付目的の達成に向けて、継続的に事務局運用が図られるよう客観的情報に基づき中長期的な資金計画及び修正計画が作成されているか。
- ⑦ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑧ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑨ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑩ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑪ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分（以下）について、委託・外注を行っていないか。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・間接補助事業内容の決定（交付規程の作成、審査基準の策定、実施手段・方法、採択のための審査委員会の委員選定、委嘱、交付対象者、スケジュール、実施体制）
- ・間接補助事業者の交付決定、額の確定等の交付規程で定める事務局が行うべき通知及び承認
- ・委託・外注先の業務執行管理（委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
- ・報告書（構成及び作成、委託・外注先の内容とりまとめ）
- ⑫ 業務管理費に対する委託・外注費の額の合計の割合が50%を超えていないか。超えている場合は、相当な理由があるか（「委託・外注費の額の割合が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ⑬ 賃上げの取組をしているか。

以下のうち、いずれかの賃金引上げ計画の表明書等を提出すること。基準を満たす場合、加点対象となります。

- ・令和8年以降に開始する申請者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を[大企業：3%・中小企業：1.5%]以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- ・令和8年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を[大企業：3%・中小企業：1.5%]以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※中小企業等においては、「給与総額とする。」

- ⑭ ワーク・ライフ・バランスの取組をしているか。

【例】ワーク・ライフ・バランス関連の認定を加点対象とする場合

（※その他、優先枠や補助条件とすることも考えられる。）

以下のうち、該当するものの認定証等の写しを提出すること。基準を満たす場

合、加点措置となります。

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）
- ・女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
- ・次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- ・次世代育成支援対策推進法第12条に基づく行動計画を策定し、専用サイト（両立支援のひろば）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
- ・青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

5－3．採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

また、採択決定後速やかに採択結果（①採択事業者名、②第三者委員会審査員の属性、③第三者委員会の審査結果の概要、④全公募参加者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び採点結果（原則、不採択となった公募参加者名とその採点結果の対応関係がわからない形で公表。ただし二者応募の際は大規模事業の透明性確保の重要性に鑑み、対応関係が推測されようとも公表。）等について、経済産業省ホームページで公表します。

【6．交付決定】

採択された申請者が、経済産業省に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業省が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。）。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、事業内容（委託・外注を含む）・構成（履行体制）、事業規模、金額（委託・外注費を含む）などを経産省でも確認の上、見直しを指示する可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがあります。情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

【7. 補助対象経費の計上】

7-1. 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

(1) 事業費（間接補助事業者経費）：

間接補助事業者が、上記1-3. <間接補助事業の概要（案）> のとおり大規模な設備投資を行う際に必要とする費用のうち建物費（土地代を除く）、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費の一部を補助するために要する経費。

※間接補助事業者への支払は、事業実施期間内に行う必要があります。

(2) 業務管理費：

人件費、旅費、会議費、謝金、備品費、消耗品費、委託・外注費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費、一般管理費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの
※委託、外注を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は認められません。経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者等を選定してください。

※業務管理費の経費区分のうち、委託・外注費については、他の経費と区分を分けてください。

※委託・外注（契約金額100万円未満は除く）を行う場合、業務の実施に要した経費により精算処理（契約書、見積書、請求書、業務日誌等の証憑類を確認し、確認ができた経費のみを支払うこと）を行う必要があります。事務局業務において委託・外注に区分される主な業務は次のとおり。

- ・審査
- ・事業者サポート（説明会、マニュアル、申請サポートセンター、コールセンター）
- ・システム調達（業務関連システム、広報関連システムの構築、保守）
- ・支払業務（振込業務、交付通知）調査・分析
- ・広報業務（広告制作）
- ・アドバイザリー業務（法律・会計関連）
- ・その他事務局業務に要する委託・外注

※業務管理費及び精算処理の対象業務（委託先・外注先及びそれ以下の委託先、外注先を含む）において一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、経済産業省が定める補助事業事務処理マニュアルの「12. 一般管理費に関する経理処理」に記載の公募要領等において別途指定する大規模事業の場合の率（8%）を上限としてください。また、一般管理費の経理処理の実施方法についても同マニュアルに沿って実施してください。

補助事業事務処理マニュアル：

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual02.pdf

※業務管理費にかかる一般管理費を計上する場合は、交付申請時に計算書類及び計算の根拠を確認できる資料（決算書の損益計算書等）を提出してください。なお、委託費・外注費を一般管理費の対象経費とはできません。

7－2. 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・その他事業に関係ない経費

7－3. 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。なお、事業者側が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合があります。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の

返還を選択する補助事業者

【8. 事業実施状況の把握】

補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

【9. その他の注意点】

①補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認してください。

②補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。

③国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータ^{※1}の取組を政府として推進すべく、補助事業者（執行団体等）が行う間接補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報（採択日、採択先（交付決定先）、交付決定日、法人番号、交付決定額等）についても、ジービズインフォ^{※2}に原則掲載されることとなります。そのため、補助事業者（執行団体等）は、間接補助事業者に対して補助金の交付決定を行った場合には、当該交付決定等に関する情報がジービズインフォにおいてオープンデータとして公表される旨の周知を行ってください。

なお、ジービズインフォへの掲載に当たり、経済産業省より補助事業者（執行団体等）に対して交付決定等に関する情報の提供を求めることになるため、補助事業者（執行団体等）はその指示に従わなければなりません。

（※1）オープンデータとは、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいよう、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開すること。

（※2）ジービズインフォとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、どなたでも一括検索、閲覧ができるシステムです。本システムにより、事業者や官公庁における新規ビジネスの拡大、情報収集コストの低減、業務の効率化が期待されます。

URL : <https://info.gbiz.go.jp/>

④EBPMの取組を政府として推進すべく、補助事業者（執行団体等）が行う間接補助事業者への補助金の公募に際しては、申請書等の提出時に、原則、法人番号の記載を求めるようにしてください（法人番号が指定されていない者を除く）。また、公募に際しては、申請時・事業実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、（ア）審査、管理、確定、精算に利用する旨、（イ）効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、

経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（E B P M）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合がある旨明記してください。また、上記を前提として申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなす旨明記してください。

- ⑤規制改革推進会議行政手続部会の取りまとめ及び総理指示を踏まえ、当省の行政手続コスト（事業者の作業時間）削減にかかる「基本計画」※¹における取組を進めるため、特に公募、交付決定時の手続コスト削減に努めてください。

(※ 1) 経済産業省の基本計画：

https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/gyouseicost/release.html

- ⑥経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者は、補助金交付等停止期間中は補助金を交付できないため、間接補助事業者を公募する際に、公募要領などの応募資格にその旨を記載してください。

記載例：経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

また、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できないため（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）、そのために必要な措置を講じてください。

URL：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ⑦間接補助事業者を公募する際、公募要領などに事業の実施体制を把握する旨を記載してください。

記載例：事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

(※) 本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

補助対象経費の計上の際、「外注費」、「委託費」は問いませんが、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」は対象外とします。

- ⑧補助事業終了後において間接補助事業者に係る手続き（各種報告、財産処分申請等）が発生する場合には、原則補助事業者（執行団体等）の責任により実施することになります

- ⑨間接補助事業者における補助対象経費計上の消費税額の除外については、7-3.（※）記載と同様に行ってください。

⑩提出された企画提案書等の応募書類及び実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

- ・「委託・外注費の額の割合が50%を超える理由書」（様式3）
- ・補助事業者から提出される「実績報告書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は当該部分を別紙として作成してください。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲について経済産業省と調整を経て決定することとします。

⑪補助事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。

⑫間接補助事業者の採択に当たっては、事前に経済産業省の承認を得るようにしてください。

【10. 問い合わせ先】

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
担当：電源地域貢献型補助金担当
E-mail : bzl-kibanka-gx@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「脱炭素電源地域貢献型投資促進事業」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

(別紙1)

脱炭素電源と取り扱う電源種等について

脱炭素電源と取り扱う電源種 ^{※1} ※12※13	そのうち新設・再稼働と取り扱う電源
a.太陽光発電 ^{※2}	<ul style="list-style-type: none">公募開始年度以降に運転開始する新設電源公募開始年度以降に運転開始するリプレース電源
b.風力発電	<ul style="list-style-type: none">公募開始年度以降に運転開始する新設電源公募開始年度以降に運転開始するリプレース電源^{※14}
c.水力発電	<ul style="list-style-type: none">公募開始年度以降に運転開始する新設電源公募開始年度以降に運転開始するリプレース電源^{※15}公募開始年度以降に運転開始する、大規模改修電源^{※16}
d.地熱発電	<ul style="list-style-type: none">公募開始年度以降に運転開始する新設電源公募開始年度以降に運転開始するリプレース電源^{※17}
e.バイオマス発電（専焼） ^{※3}	<ul style="list-style-type: none">公募開始年度以降に運転開始する新設電源公募開始年度以降に運転開始する、既設の火力電源をバイオマス専焼に改修する電源
f.バイオマス発電（混焼） ^{※3※4※5}	<ul style="list-style-type: none">公募開始年度以降に運転開始する新設電源公募開始年度以降に運転開始する、既設の火力電源をバイオマス混焼に改修する電源
g.原子力発電	<ul style="list-style-type: none">公募開始年度以降に運転開始する新設電源公募開始年度以降に運転開始するリプレース電源公募開始年度以降に、2013年7月の新規制基準導入後、初めて再稼働する既設電源
h.火力発電（水素専焼） ^{※6}	<ul style="list-style-type: none">公募開始年度以降に運転開始する新設電源公募開始年度以降に運転開始するリプレース電源公募開始年度以降に運転開始する、既設の火力電源を水素専焼に改修する電源
i.火力発電（水素混焼） ^{※4※6※7}	<ul style="list-style-type: none">公募開始年度以降に運転開始する新設電源公募開始年度以降に運転開始するリプレース電源公募開始年度以降に運転開始する、既設の火力電源を水素混焼に改修する電源
j.火力発電（アンモニア専焼） ^{※6}	<ul style="list-style-type: none">公募開始年度以降に運転開始する新設電源公募開始年度以降に運転開始するリプレース電源

	<ul style="list-style-type: none"> 公募開始年度以降に運転開始する、既設の火力電源をアンモニア専焼に改修する電源
k.火力発電（アンモニア混焼）※ ⁴ ※ ⁶ ※ ⁸	<ul style="list-style-type: none"> 公募開始年度以降に運転開始する新設電源 公募開始年度以降に運転開始するリプレース電源 公募開始年度以降に運転開始する、既設の火力電源をアンモニア混焼に改修する電源
l.CCS付火力発電※ ⁹ ※ ¹⁰	<ul style="list-style-type: none"> 公募開始年度以降に運転開始する、既設の火力電源をCCS付に改修する電源
m.燃料電池※ ⁶ ※ ¹⁰ ※ ¹¹	<ul style="list-style-type: none"> 公募開始年度以降に運転開始する新設電源

※1 再エネ発電設備に蓄電池が併設されている場合、系統から充当される電力量は脱炭素電力に含まれない。

※2 様式（1）において電源の設備容量を記載する際には、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。

※3 メタン発酵ガス（バイオマス由来）、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料、農作物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料、建設資材廃棄物及び一般廃棄物その他バイオマスを燃料とするものを指す。

※4 脱炭素電力として認められるのは、非化石燃料使用分に限る。

※5 バイオマス依存率（バイオマスの発熱量 ÷ （バイオマスと非バイオマスの発熱量）×100）を60%以上とすること。副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。）。ただし、家畜糞尿、食品残渣、下水汚泥等のみをバイオガスの原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とする。

※6 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第2条第1項にて規定される「低炭素水素等」に該当する水素、アンモニアを燃料とする場合に限る。

※7 高位発熱量ベースで水素を10%以上混焼させる場合に限る。

※8 高位発熱量ベースでアンモニアを20%以上混焼させる場合に限る。

※9 LNG（既設電源の改修の場合は石炭も対象とする）による発電端設備容量から発電した電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴って定格出力時に発生する二酸化炭素の回収率が、20%以上、かつ、当該電源で最大限二酸化炭素を回収し、及び貯蔵する前提の回収率となる場合に限る。

※10 脱炭素電力として認められるのは、エネルギー供給事業者によるエネルギー一源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則第1条において非化石電源に係る電気に相当すると規定される量とする。

※11 電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴って発生する二酸化炭素を回収し、及び貯蔵する措置を導入した電源、又は、純水素型（※6）の電源に限る。

※12 様式（1）4.4における供給量の増加目標については、※1、※4及び※10の脱炭素電力として認められる割合のみを加算すること。

※13 コーポレートPPAにより特定の脱炭素電源からの電力や環境価値の供給契約を発電事業者と直接又は間接に締結する場合、※1、※4及び※10で脱炭素電力として認められない電力分については、非化石証書を購入するなど補填を行い、電力使用量の全量を脱炭素電力で賄うこと。

※14 風力発電におけるリプレースの定義は、「固定価格買取制度におけるリプレースの認定の考え方について（風力、地熱、水力）（平成29年5月18日更新）」に準ずるものとする。

※15 水車及び発電機、変圧器、遮断器その他の電気設備の全部並びに水圧管路の全部若しくは一部のみを新設し、又は更新するもの。

※16 オーバーホール（水車及び発電機を全て分解し、各部品の点検、手入れ、取替えや修理）を行う場合であって、主要な設備（発電機（固定子）、主要変圧器、制御盤）の全部を更新するもの。

※17 地上設備、蒸気井、還元井の全部を更新するものや地上設備の全部を更新するものであって、かつ、蒸気井、還元井の全部又は一部を継続して使用するもの。

（補足）

需要家が実際に使用する電力量の全量を脱炭素電力で賄うため、上記表において脱炭素電力とみなされる電気の供給を対象とするコーポレートPPAに加え、残余分を補完するための脱炭素電力メニューを組み合わせた契約をすること。